

滋賀県地域防災計画計画（震災対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	計画全体 地域防災監 副地域防災監	計画全体 地域防災危機管理監 副地域防災危機管理監	【防災危機管理局】 名称変更のため
	計画全体 避難勧告 個別計画	計画全体 避難指示 個別避難計画	【防災危機管理局】 災害対策基本法改正のため
	第1章 総則		
	第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念		
1	○さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	○さらに、 令和2年における 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	【防災危機管理局】 令和2年に限定されないため削除
2	1 安心して暮らせる「地域」をつくる（第2章 第1節・第2節） （省略） <u>また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努めるものとする。</u>	1 安心して暮らせる「地域」をつくる（第2章 第1節・第2節） （省略） 削除	【防災危機管理局】 同様の内容を「第2章 災害予防計画 第20節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化」に移動
	第5節 滋賀県の地勢と地震		

頁	修正前	修正後	修正理由
24	<p>4 活断層 (省略)</p> <p>国土地理院の「<u>都市圏活断層図</u>」 http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/active_fault.html</p>	<p>4 活断層 (省略)</p> <p>国土地理院の「<u>1:25,000 活断層図</u>」 https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/active_fault.html</p>	<p>【国土交通省国土地理院】 平成 29 年 10 月より名称を変更したため URL が変更 (http→https) となったため</p>
28	<p>6 本県における過去の地震災害 (省略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>6 本県における過去の地震災害 (省略)</p> <p><u>2004 年 9 月 5 日 (平成 16) 紀伊半島南東沖</u> <u>2018 年 6 月 18 日 (平成 30) 大阪北部</u></p>	<p>【彦根地方気象台・防災危機管理局】 記入漏れ</p>

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																
	第2章 災害予防計画																																																																																																																																																																																																																																		
	第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画																																																																																																																																																																																																																																		
49	<p>【地震防災緊急事業五箇年計画総括表（平成28～令和2年度）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th> <th>事業量</th> <th>事業費 (百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地</td> <td>68.00ha 9箇所</td> <td>5,435</td> <td>都市公園</td> </tr> <tr> <td>避難路</td> <td>22.8km 27箇所</td> <td>21,324</td> <td>都市計画道路 林道、農道等</td> </tr> <tr> <td>消防用施設</td> <td>317箇所</td> <td>7,359</td> <td>消防水利、消防車両等</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路</td> <td>4.4km 32箇所</td> <td>5,248</td> <td>道路狭路部の改良 橋梁補強、災害防除等</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送交通管制施設</td> <td>41箇所</td> <td>173</td> <td>交通管制施設 交通安全施設等</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送港湾施設</td> <td>2箇所</td> <td>543</td> <td>港湾施設整備等</td> </tr> <tr> <td>共同溝等</td> <td>1.5km 4箇所</td> <td>445</td> <td>電線共同溝等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>3施設</td> <td>1,055</td> <td>社会福祉施設改築、補強</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園</td> <td>8学校</td> <td>2,158</td> <td>幼稚園改築、補強</td> </tr> <tr> <td>公立小中学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>2学校 7棟</td> <td>1,231</td> <td>小中学校改築、補強</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>5学校 11棟</td> <td>715</td> <td>小中学校改築、補強</td> </tr> <tr> <td>公的建築物</td> <td>27施設</td> <td>16,417</td> <td>公共施設等の耐震</td> </tr> <tr> <td>砂防施設等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td>17箇所</td> <td>8,649</td> <td>砂防施設</td> </tr> <tr> <td>保安施設</td> <td>85箇所</td> <td>2,500</td> <td>保安施設</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止施設</td> <td>8箇所</td> <td>557</td> <td>地すべり防止施設</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>18箇所</td> <td>3,802</td> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>11箇所</td> <td>2,529</td> <td>ため池整備</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点施設</td> <td>2施設</td> <td>630</td> <td>地域防災拠点施設整備</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>10箇所</td> <td>7,505</td> <td>防災行政無線整備</td> </tr> <tr> <td>水・自家発電設備等</td> <td>8箇所</td> <td>2,181</td> <td>浄水型プール 貯水池</td> </tr> <tr> <td>備蓄倉庫</td> <td>31箇所</td> <td>244</td> <td>備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>応急救護設備等</td> <td>14基</td> <td>70</td> <td>初動対応資機材</td> </tr> <tr> <td>老朽住宅密集対策</td> <td>1.3ha 2箇所</td> <td>18,879</td> <td>市街地再開発</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>108,729</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業項目	事業量	事業費 (百万円)	備考	避難地	68.00ha 9箇所	5,435	都市公園	避難路	22.8km 27箇所	21,324	都市計画道路 林道、農道等	消防用施設	317箇所	7,359	消防水利、消防車両等	緊急輸送道路等				緊急輸送道路	4.4km 32箇所	5,248	道路狭路部の改良 橋梁補強、災害防除等	緊急輸送交通管制施設	41箇所	173	交通管制施設 交通安全施設等	緊急輸送港湾施設	2箇所	543	港湾施設整備等	共同溝等	1.5km 4箇所	445	電線共同溝等	社会福祉施設	3施設	1,055	社会福祉施設改築、補強	公立幼稚園	8学校	2,158	幼稚園改築、補強	公立小中学校				校舎	2学校 7棟	1,231	小中学校改築、補強	屋内運動場	5学校 11棟	715	小中学校改築、補強	公的建築物	27施設	16,417	公共施設等の耐震	砂防施設等				砂防設備	17箇所	8,649	砂防施設	保安施設	85箇所	2,500	保安施設	地すべり防止施設	8箇所	557	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	18箇所	3,802	急傾斜地崩壊防止施設	ため池	11箇所	2,529	ため池整備	地域防災拠点施設	2施設	630	地域防災拠点施設整備	防災行政無線	10箇所	7,505	防災行政無線整備	水・自家発電設備等	8箇所	2,181	浄水型プール 貯水池	備蓄倉庫	31箇所	244	備蓄倉庫	応急救護設備等	14基	70	初動対応資機材	老朽住宅密集対策	1.3ha 2箇所	18,879	市街地再開発	合計		108,729		<p>【地震防災緊急事業五箇年計画総括表（令和3～令和7年度）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th> <th>事業量</th> <th>事業費 (百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地</td> <td>6768.00ha 9箇所</td> <td>6,44611,258</td> <td>都市公園</td> </tr> <tr> <td>避難路</td> <td>22,420.1km 2927箇所</td> <td>21,32423,707</td> <td>都市計画道路 林道、農道等</td> </tr> <tr> <td>消防用施設</td> <td>23437箇所</td> <td>7,3608,283</td> <td>消防水利、消防車両等</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路</td> <td>4,412.7km 3322箇所</td> <td>6,24814,348</td> <td>道路狭路部の改良 橋梁補強、災害防除等</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送交通管制施設</td> <td>241箇所</td> <td>17388</td> <td>交通管制施設 交通安全施設等</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送港湾施設</td> <td>12箇所</td> <td>543474</td> <td>港湾施設整備等</td> </tr> <tr> <td>共同溝等</td> <td>1,64.8km 64箇所</td> <td>4451,943</td> <td>電線共同溝等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>12施設</td> <td>1,055602</td> <td>社会福祉施設改築、補強</td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園</td> <td>6学校</td> <td>2,158</td> <td>幼稚園改築、補強</td> </tr> <tr> <td>公立小中学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>2学校 7棟</td> <td>1,231</td> <td>小中学校改築、補強</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>5学校 11棟</td> <td>715</td> <td>小中学校改築、補強</td> </tr> <tr> <td>公的建築物</td> <td>27施設</td> <td>16,4178,027</td> <td>公共施設等の耐震</td> </tr> <tr> <td>砂防施設等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td>2217箇所</td> <td>8,64910,480</td> <td>砂防施設</td> </tr> <tr> <td>保安施設</td> <td>7085箇所</td> <td>2,5002,800</td> <td>保安施設</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止施設</td> <td>108箇所</td> <td>667308</td> <td>地すべり防止施設</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>18箇所</td> <td>3,8024,288</td> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>3211箇所</td> <td>2,5295,383</td> <td>ため池整備</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点施設</td> <td>2施設</td> <td>630</td> <td>地域防災拠点施設整備</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>210箇所</td> <td>7,5051,508</td> <td>防災行政無線整備</td> </tr> <tr> <td>水・自家発電設備等</td> <td>58箇所</td> <td>2,1811,332</td> <td>浄水型プール 貯水池</td> </tr> <tr> <td>備蓄倉庫</td> <td>3211箇所</td> <td>244423</td> <td>備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>応急救護設備等</td> <td>14基</td> <td>70</td> <td>初動対応資機材</td> </tr> <tr> <td>老朽住宅密集対策</td> <td>1.3ha 2箇所</td> <td>18,879</td> <td>市街地再開発</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>109,72006,221</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業項目	事業量	事業費 (百万円)	備考	避難地	6768.00ha 9箇所	6,44611,258	都市公園	避難路	22,420.1km 2927箇所	21,32423,707	都市計画道路 林道、農道等	消防用施設	23437箇所	7,3608,283	消防水利、消防車両等	緊急輸送道路等				緊急輸送道路	4,412.7km 3322箇所	6,24814,348	道路狭路部の改良 橋梁補強、災害防除等	緊急輸送交通管制施設	241箇所	17388	交通管制施設 交通安全施設等	緊急輸送港湾施設	12箇所	543474	港湾施設整備等	共同溝等	1,64.8km 64箇所	4451,943	電線共同溝等	社会福祉施設	12施設	1,055602	社会福祉施設改築、補強	公立幼稚園	6学校	2,158	幼稚園改築、補強	公立小中学校				校舎	2学校 7棟	1,231	小中学校改築、補強	屋内運動場	5学校 11棟	715	小中学校改築、補強	公的建築物	27施設	16,4178,027	公共施設等の耐震	砂防施設等				砂防設備	2217箇所	8,64910,480	砂防施設	保安施設	7085箇所	2,5002,800	保安施設	地すべり防止施設	108箇所	667308	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	18箇所	3,8024,288	急傾斜地崩壊防止施設	ため池	3211箇所	2,5295,383	ため池整備	地域防災拠点施設	2施設	630	地域防災拠点施設整備	防災行政無線	210箇所	7,5051,508	防災行政無線整備	水・自家発電設備等	58箇所	2,1811,332	浄水型プール 貯水池	備蓄倉庫	3211箇所	244423	備蓄倉庫	応急救護設備等	14基	70	初動対応資機材	老朽住宅密集対策	1.3ha 2箇所	18,879	市街地再開発	合計		109,72006,221		<p>【防災危機管理局】 第6次地震防災緊急事業五箇年計画策定に伴い修正</p>
事業項目	事業量	事業費 (百万円)	備考																																																																																																																																																																																																																																
避難地	68.00ha 9箇所	5,435	都市公園																																																																																																																																																																																																																																
避難路	22.8km 27箇所	21,324	都市計画道路 林道、農道等																																																																																																																																																																																																																																
消防用施設	317箇所	7,359	消防水利、消防車両等																																																																																																																																																																																																																																
緊急輸送道路等																																																																																																																																																																																																																																			
緊急輸送道路	4.4km 32箇所	5,248	道路狭路部の改良 橋梁補強、災害防除等																																																																																																																																																																																																																																
緊急輸送交通管制施設	41箇所	173	交通管制施設 交通安全施設等																																																																																																																																																																																																																																
緊急輸送港湾施設	2箇所	543	港湾施設整備等																																																																																																																																																																																																																																
共同溝等	1.5km 4箇所	445	電線共同溝等																																																																																																																																																																																																																																
社会福祉施設	3施設	1,055	社会福祉施設改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
公立幼稚園	8学校	2,158	幼稚園改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
公立小中学校																																																																																																																																																																																																																																			
校舎	2学校 7棟	1,231	小中学校改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
屋内運動場	5学校 11棟	715	小中学校改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
公的建築物	27施設	16,417	公共施設等の耐震																																																																																																																																																																																																																																
砂防施設等																																																																																																																																																																																																																																			
砂防設備	17箇所	8,649	砂防施設																																																																																																																																																																																																																																
保安施設	85箇所	2,500	保安施設																																																																																																																																																																																																																																
地すべり防止施設	8箇所	557	地すべり防止施設																																																																																																																																																																																																																																
急傾斜地崩壊防止施設	18箇所	3,802	急傾斜地崩壊防止施設																																																																																																																																																																																																																																
ため池	11箇所	2,529	ため池整備																																																																																																																																																																																																																																
地域防災拠点施設	2施設	630	地域防災拠点施設整備																																																																																																																																																																																																																																
防災行政無線	10箇所	7,505	防災行政無線整備																																																																																																																																																																																																																																
水・自家発電設備等	8箇所	2,181	浄水型プール 貯水池																																																																																																																																																																																																																																
備蓄倉庫	31箇所	244	備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																																																
応急救護設備等	14基	70	初動対応資機材																																																																																																																																																																																																																																
老朽住宅密集対策	1.3ha 2箇所	18,879	市街地再開発																																																																																																																																																																																																																																
合計		108,729																																																																																																																																																																																																																																	
事業項目	事業量	事業費 (百万円)	備考																																																																																																																																																																																																																																
避難地	6768.00ha 9箇所	6,44611,258	都市公園																																																																																																																																																																																																																																
避難路	22,420.1km 2927箇所	21,32423,707	都市計画道路 林道、農道等																																																																																																																																																																																																																																
消防用施設	23437箇所	7,3608,283	消防水利、消防車両等																																																																																																																																																																																																																																
緊急輸送道路等																																																																																																																																																																																																																																			
緊急輸送道路	4,412.7km 3322箇所	6,24814,348	道路狭路部の改良 橋梁補強、災害防除等																																																																																																																																																																																																																																
緊急輸送交通管制施設	241箇所	17388	交通管制施設 交通安全施設等																																																																																																																																																																																																																																
緊急輸送港湾施設	12箇所	543474	港湾施設整備等																																																																																																																																																																																																																																
共同溝等	1,64.8km 64箇所	4451,943	電線共同溝等																																																																																																																																																																																																																																
社会福祉施設	12施設	1,055602	社会福祉施設改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
公立幼稚園	6学校	2,158	幼稚園改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
公立小中学校																																																																																																																																																																																																																																			
校舎	2学校 7棟	1,231	小中学校改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
屋内運動場	5学校 11棟	715	小中学校改築、補強																																																																																																																																																																																																																																
公的建築物	27施設	16,4178,027	公共施設等の耐震																																																																																																																																																																																																																																
砂防施設等																																																																																																																																																																																																																																			
砂防設備	2217箇所	8,64910,480	砂防施設																																																																																																																																																																																																																																
保安施設	7085箇所	2,5002,800	保安施設																																																																																																																																																																																																																																
地すべり防止施設	108箇所	667308	地すべり防止施設																																																																																																																																																																																																																																
急傾斜地崩壊防止施設	18箇所	3,8024,288	急傾斜地崩壊防止施設																																																																																																																																																																																																																																
ため池	3211箇所	2,5295,383	ため池整備																																																																																																																																																																																																																																
地域防災拠点施設	2施設	630	地域防災拠点施設整備																																																																																																																																																																																																																																
防災行政無線	210箇所	7,5051,508	防災行政無線整備																																																																																																																																																																																																																																
水・自家発電設備等	58箇所	2,1811,332	浄水型プール 貯水池																																																																																																																																																																																																																																
備蓄倉庫	3211箇所	244423	備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																																																
応急救護設備等	14基	70	初動対応資機材																																																																																																																																																																																																																																
老朽住宅密集対策	1.3ha 2箇所	18,879	市街地再開発																																																																																																																																																																																																																																
合計		109,72006,221																																																																																																																																																																																																																																	
	第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化																																																																																																																																																																																																																																		
	3 具体的な施策の展開																																																																																																																																																																																																																																		
	(6)文化財の耐震化の推進																																																																																																																																																																																																																																		
52	②文化財周辺の環境整備	②文化財周辺の環境整備	【文化財保護課】 指定件数が増加したため																																																																																																																																																																																																																																

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																		
	<p>【滋賀県の文化財の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">文化財の種類</th> <th colspan="3">文化財指定種別</th> <th colspan="3">文化財構造種別</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>合計</th> <th>木造</th> <th>石造</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定建造物</td> <td>186</td> <td>75</td> <td>261</td> <td>235</td> <td>26</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>指定美術工芸品</td> <td>639</td> <td>266</td> <td>905</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>指定記念物 (史跡名勝天然記念物)</td> <td>85</td> <td>70</td> <td>155</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>910</td> <td>411</td> <td>1,321</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年12月末現在) (省略) ●登録有形文化財（建造物） 436件</p>	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	186	75	261	235	26	261	指定美術工芸品	639	266	905	-	-	-	指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	85	70	155				合計	910	411	1,321	-	-	-	<p>【滋賀県の文化財の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">文化財の種類</th> <th colspan="3">文化財指定種別</th> <th colspan="3">文化財構造種別</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>合計</th> <th>木造</th> <th>石造</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定建造物</td> <td>188</td> <td>75</td> <td>261</td> <td>235</td> <td>26</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>指定美術工芸品</td> <td>639</td> <td>272</td> <td>911</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>指定記念物 (史跡名勝天然記念物)</td> <td>85</td> <td>70</td> <td>155</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>910</td> <td>417</td> <td>1,327</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和3年5月末現在) (省略) ●登録有形文化財（建造物） 459件</p>	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	188	75	261	235	26	261	指定美術工芸品	639	272	911	-	-	-	指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	85	70	155				合計	910	417	1,327	-	-	-	
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																																															
指定建造物	186	75	261	235	26	261																																																																															
指定美術工芸品	639	266	905	-	-	-																																																																															
指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	85	70	155																																																																																		
合計	910	411	1,321	-	-	-																																																																															
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																																															
指定建造物	188	75	261	235	26	261																																																																															
指定美術工芸品	639	272	911	-	-	-																																																																															
指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	85	70	155																																																																																		
合計	910	417	1,327	-	-	-																																																																															
	第5節 電力・ガス施設の安全化																																																																																				
	3 具体的な施策の展開																																																																																				
	(1) 電力施設の総合的な耐震性の強化（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）																																																																																				
	③実施計画 ③-4 電気事故の防止 イ 広報活動																																																																																				
57	<p>(省略) (ウ) 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p>	<p>(省略) (ウ) 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析、人工呼吸器などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</p>	<p>【(一社) 滋賀県薬剤師会】 より迅速に対応しないと致命的であるため</p>																																																																																		
	(2) 都市ガス供給施設の総合的な耐震性の強化																																																																																				
	① 現況	① 現況	【大阪ガス】																																																																																		

頁	修正前	修正後	修正理由
	(省略) 大阪ガス株式会社 京滋導管部 ※休日・祝日・夜間 <u>ネットワークカンパニー 中央保安指令部</u> <u>TEL075(321)0632</u>	(省略) 大阪ガス株式会社 京滋導管部 ※休日・祝日・夜間 <u>京滋導管部 対策室</u> <u>TEL075(315)5593</u>	現状を踏まえ修正
	第 10 節 道路施設の安全化		
	3 具体的な施策の展開		
	(2) 道路施設の災害予防		
58	② 横断歩道橋 横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には、最新の「道路橋示方書」（平成 14 年 11 月）等の基準に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。	② 横断歩道橋 横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には、最新の「道路橋示方書」（平成 29 年 11 月）等の基準に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。	【近畿地方整備局・道路保全課】 時点修正
	第 12 節 ため池等農業用施設の安全化		
	3 具体的な施策の展開		
80	(1) ため池、農業用ダムの災害予防 <u>県内に農業用ため池は大小合わせて約 1,500 箇所ある。</u> <u>平成 25 年度から平成 27 年度にかけて県が実施したため池一斉点検の結果において、詳細な調査の優先度が高いと判定された「防災重点ため池」を中心に、市町等は耐震診断等詳細な調</u>	(1) ため池、農業用ダムの災害予防 <u>県内に農業用ため池は大小合わせて約 1,500 箇所あり、「防災重点農業用ため池」を重点的に、県市町等により耐震診断等詳細な調査を進めていく。</u> 詳細な調査により対策工事が必要と判定された場合は、計画的に国の補助事業を活用した対策工事を実施する。	【農村振興課】 名称変更に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>査を進めていく</u> 。詳細な調査により対策工事が必要と判定された場合は、計画的に国の補助事業を活用した対策工事を実施する。		
	第13節 土砂災害・地盤災害の防止		
	3 具体的な施策の展開		
	(1) 地すべり対策の推進		
	② 実施計画		
82	イ 農林水産省所管の地すべり防止対策としては、大津市雄琴地区および上仰木地区において <u>継続して</u> 防止工事を実施する。 また、地すべり防止の適正な管理を行うため、区域内のパトロール、移動量の観測および宅地造成などの地域開発に対して適正な指導を行う。	イ 農林水産省所管の地すべり防止対策としては、大津市雄琴地区および上仰木地区において、防止工事 <u>および長寿命化対策工事</u> を実施する。 また、地すべり防止の適正な管理を行うため、区域内のパトロール、移動量の観測および宅地造成などの地域開発に対して適正な指導を行う。	【農村振興課】 令和3年度から長寿命化対策工事を開始したため
	(2) 急傾斜地対策の推進		
82	① 現況 県下で対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所は2,719箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、 <u>524</u> 箇所 <u>714.4</u> haであるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の	① 現況 県下で対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所は2,719箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、 <u>529</u> 箇所 <u>725.5</u> haであるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の	【砂防課】 時点修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	防止に努めている。	防止に努めている。	
	(3) 治山対策の推進		
82	① 現況 山地の災害危険地は山腹崩壊危険地区 1,237箇所、崩壊土砂流出危険地区 <u>1,075箇所</u> 、地すべり危険地区 21箇所となっており、地震時には特に集落や道路等の背後の山腹崩壊危険地区における被害が予想される。	① 現況 山地の災害危険地は山腹崩壊危険地区 1,237箇所、崩壊土砂流出危険地区 <u>1,077箇所</u> 、地すべり危険地区 21箇所となっており、地震時には特に集落や道路等の背後の山腹崩壊危険地区における被害が予想される。	【森林保全課】 令和3年度に再調査を実施のため
	(4) 土砂災害防止対策の推進		
82	① 現況 このため <u>1,414</u> 箇所、 <u>32,952</u> haの溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工事を実施して土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。	① 現況 このため <u>1,418</u> 箇所、 <u>32,970</u> haの溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工事を実施して土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。	【砂防課】 時点修正
	第15節 火災予防・緊急消防体制の充実（知事公室、各消防本部（局））		
	3 具体的な施策の展開		
	(2) 初期消火体制の整備		
89	① 家庭における初期消火体制の構築 地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、県・市町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図	① 家庭における初期消火体制の構築 地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、県・市町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図	【滋賀県消防長会】 感染症対策のため

頁	修正前	修正後	修正理由
	る。 また、県 <u>下</u> 消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域を訪問して防災指導を徹底する。	る。 また、県 <u>内</u> 消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域に対して防災指導を徹底する。	
	第16節 救助・救急、災害医療体制の充実		
	3 具体的な施策の展開		
	(2) 災害医療への備え		
92	④ 災害拠点病院の整備 【基幹災害拠点病院および地域災害拠点病院指定病院】 (省略) <u>草津総合病院</u>	④ 災害拠点病院の整備 【基幹災害拠点病院および地域災害拠点病院指定病院】 (省略) <u>淡海医療センター</u>	【医療政策課】 病院名の変更
	第18節 物資の確保と緊急輸送体制の整備		
	3 具体的な施策の展開		
	(1) 食料・生活必需品の確保	(1) 食料・生活必需品等の確保	
	① 食料・生活必需品の確保	① 食料・生活必需品等の確保	
96	イ 生活必需品の確保 県・市町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）の備蓄や調達先の確保に努める。 また、県民は、各家庭や自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到達するまでの生活の確保を図る。	イ 生活必需品等の確保 県・市町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品や <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u> （以下「生活必需品等」という。）の備蓄や調達先の確保に努める。 また、県民は、各家庭や自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到達するまでの生活の確保を図る。	【健康福祉政策課】 国計画変更（P39 最終行、P88 16行目）により、生活必需品だけでなく新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資も含むため
	② 県による備蓄等		

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																															
	イ 災害時緊急物資の品目																																																																																																																																																																																																																	
97	<p>(ii)生活必需品</p> <p>生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息をとることが第一と考えられることから毛布の備蓄を行うとともに、乳児用や大人用の紙おむつの備蓄に努める。</p>	<p>(ii)生活必需品</p> <p>生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息をとることが第一と考えられることから毛布の備蓄を行うとともに、<u>要配慮者、女性、子どもへの配慮として</u>、乳児用や大人用の紙おむつ、<u>生理用品</u>の備蓄に努める。</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>防災基本計画の変更および備蓄状況を踏まえて修正</p>																																																																																																																																																																																																															
97	<p>【県の備蓄物資一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本庁</th> <th>南部</th> <th>甲賀</th> <th>東近江</th> <th>湖東</th> <th>湖北</th> <th>高島</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パン(食)</td> <td>38,500</td> <td>38,480</td> <td>18,350</td> <td>24,500</td> <td>17,350</td> <td>17,880</td> <td>8,850</td> <td>180,010</td> </tr> <tr> <td>アルファ化米(アレルギー対応)(食)</td> <td>15,500</td> <td>20,500</td> <td>11,000</td> <td>10,500</td> <td>18,500</td> <td>18,500</td> <td>8,500</td> <td>104,000</td> </tr> <tr> <td>長期保存食(食)</td> <td>8,100</td> <td>3,780</td> <td>2,700</td> <td>3,420</td> <td>7,740</td> <td>7,020</td> <td>3,240</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>毛布(枚)</td> <td>8,700</td> <td>2,740</td> <td>1,800</td> <td>2,800</td> <td>5,700</td> <td>5,000</td> <td>2,300</td> <td>28,840</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(乳幼児用)(枚)</td> <td>12,512</td> <td>4,988</td> <td>3,438</td> <td>4,504</td> <td>10,188</td> <td>8,008</td> <td>4,272</td> <td>48,888</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用)(枚)</td> <td>1,184</td> <td>880</td> <td>580</td> <td>744</td> <td>580</td> <td>780</td> <td>304</td> <td>4,982</td> </tr> <tr> <td>不織布マスク(普通サイズ)(枚)</td> <td>85,400</td> <td>52,800</td> <td>28,400</td> <td>38,800</td> <td>28,400</td> <td>31,800</td> <td>21,000</td> <td>283,400</td> </tr> <tr> <td>不織布マスク(子供用サイズ)(枚)</td> <td>8,400</td> <td>7,200</td> <td>3,800</td> <td>5,400</td> <td>3,800</td> <td>4,200</td> <td>3,000</td> <td>35,400</td> </tr> </tbody> </table>		本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン(食)	38,500	38,480	18,350	24,500	17,350	17,880	8,850	180,010	アルファ化米(アレルギー対応)(食)	15,500	20,500	11,000	10,500	18,500	18,500	8,500	104,000	長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	38,000	毛布(枚)	8,700	2,740	1,800	2,800	5,700	5,000	2,300	28,840	紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,988	3,438	4,504	10,188	8,008	4,272	48,888	紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	580	744	580	780	304	4,982	不織布マスク(普通サイズ)(枚)	85,400	52,800	28,400	38,800	28,400	31,800	21,000	283,400	不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,800	5,400	3,800	4,200	3,000	35,400	<p>【県の備蓄物資一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本庁</th> <th>南部</th> <th>甲賀</th> <th>東近江</th> <th>湖東</th> <th>湖北</th> <th>高島</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パン(食)</td> <td>38,480^{△500}</td> <td>38,480</td> <td>18,350^{△850}</td> <td>24,520^{△4,500}</td> <td>17,350</td> <td>17,880</td> <td>8,870^{△850}</td> <td>180,010</td> </tr> <tr> <td>アルファ化米(アレルギー対応)(食)</td> <td>8,000^{△500}</td> <td>11,000</td> <td>7,000^{△1,000}</td> <td>4,000^{△500}</td> <td>14,000^{△500}</td> <td>14,000^{△500}</td> <td>8,000^{△500}</td> <td>84,000^{△4,000}</td> </tr> <tr> <td>長期保存食(食)</td> <td>0^{△100}</td> <td>2,520^{△780}</td> <td>1,800^{△700}</td> <td>0^{△420}</td> <td>5,180^{△740}</td> <td>4,880^{△620}</td> <td>2,180^{△240}</td> <td>18,320^{△900}</td> </tr> <tr> <td>レトルト食品(食)</td> <td>17,800</td> <td>10,780</td> <td>4,880</td> <td>8,820</td> <td>7,080</td> <td>8,840</td> <td>2,800</td> <td>59,880</td> </tr> <tr> <td>毛布(枚)</td> <td>6,700</td> <td>2,580^{△740}</td> <td>1,800</td> <td>2,800</td> <td>5,700</td> <td>5,000</td> <td>2,300</td> <td>28,780^{△640}</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(乳幼児用)(枚)</td> <td>12,512</td> <td>4,988</td> <td>3,438</td> <td>4,504</td> <td>10,188</td> <td>8,008</td> <td>4,272</td> <td>48,888</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用)(枚)</td> <td>1,184</td> <td>880</td> <td>580</td> <td>744</td> <td>580</td> <td>780</td> <td>304</td> <td>4,982</td> </tr> <tr> <td>不織布マスク(普通サイズ)(枚)</td> <td>85,400</td> <td>52,800</td> <td>28,400</td> <td>38,800</td> <td>28,400</td> <td>31,800</td> <td>21,000</td> <td>283,400</td> </tr> <tr> <td>不織布マスク(子供用サイズ)(枚)</td> <td>8,400</td> <td>7,200</td> <td>3,800</td> <td>5,400</td> <td>3,800</td> <td>4,200</td> <td>3,000</td> <td>35,400</td> </tr> <tr> <td>生理用ナプキン(昼用)(枚)</td> <td>3,380</td> <td>3,380</td> <td>1,120</td> <td>1,880</td> <td>1,120</td> <td>1,120</td> <td>580</td> <td>12,320</td> </tr> <tr> <td>生理用ナプキン(夜用)(枚)</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>300</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>生理用ショーツ(Mサイズ)(枚)</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>80</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>生理用ショーツ(Lサイズ)(枚)</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>80</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>720</td> </tr> </tbody> </table>		本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン(食)	38,480 ^{△500}	38,480	18,350 ^{△850}	24,520 ^{△4,500}	17,350	17,880	8,870 ^{△850}	180,010	アルファ化米(アレルギー対応)(食)	8,000 ^{△500}	11,000	7,000 ^{△1,000}	4,000 ^{△500}	14,000 ^{△500}	14,000 ^{△500}	8,000 ^{△500}	84,000 ^{△4,000}	長期保存食(食)	0 ^{△100}	2,520 ^{△780}	1,800 ^{△700}	0 ^{△420}	5,180 ^{△740}	4,880 ^{△620}	2,180 ^{△240}	18,320 ^{△900}	レトルト食品(食)	17,800	10,780	4,880	8,820	7,080	8,840	2,800	59,880	毛布(枚)	6,700	2,580 ^{△740}	1,800	2,800	5,700	5,000	2,300	28,780 ^{△640}	紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,988	3,438	4,504	10,188	8,008	4,272	48,888	紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	580	744	580	780	304	4,982	不織布マスク(普通サイズ)(枚)	85,400	52,800	28,400	38,800	28,400	31,800	21,000	283,400	不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,800	5,400	3,800	4,200	3,000	35,400	生理用ナプキン(昼用)(枚)	3,380	3,380	1,120	1,880	1,120	1,120	580	12,320	生理用ナプキン(夜用)(枚)	1,800	1,800	800	900	800	800	300	8,800	生理用ショーツ(Mサイズ)(枚)	180	180	80	120	80	80	80	720	生理用ショーツ(Lサイズ)(枚)	180	180	80	120	80	80	80	720	
	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																																																																										
パン(食)	38,500	38,480	18,350	24,500	17,350	17,880	8,850	180,010																																																																																																																																																																																																										
アルファ化米(アレルギー対応)(食)	15,500	20,500	11,000	10,500	18,500	18,500	8,500	104,000																																																																																																																																																																																																										
長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	38,000																																																																																																																																																																																																										
毛布(枚)	8,700	2,740	1,800	2,800	5,700	5,000	2,300	28,840																																																																																																																																																																																																										
紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,988	3,438	4,504	10,188	8,008	4,272	48,888																																																																																																																																																																																																										
紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	580	744	580	780	304	4,982																																																																																																																																																																																																										
不織布マスク(普通サイズ)(枚)	85,400	52,800	28,400	38,800	28,400	31,800	21,000	283,400																																																																																																																																																																																																										
不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,800	5,400	3,800	4,200	3,000	35,400																																																																																																																																																																																																										
	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																																																																										
パン(食)	38,480 ^{△500}	38,480	18,350 ^{△850}	24,520 ^{△4,500}	17,350	17,880	8,870 ^{△850}	180,010																																																																																																																																																																																																										
アルファ化米(アレルギー対応)(食)	8,000 ^{△500}	11,000	7,000 ^{△1,000}	4,000 ^{△500}	14,000 ^{△500}	14,000 ^{△500}	8,000 ^{△500}	84,000 ^{△4,000}																																																																																																																																																																																																										
長期保存食(食)	0 ^{△100}	2,520 ^{△780}	1,800 ^{△700}	0 ^{△420}	5,180 ^{△740}	4,880 ^{△620}	2,180 ^{△240}	18,320 ^{△900}																																																																																																																																																																																																										
レトルト食品(食)	17,800	10,780	4,880	8,820	7,080	8,840	2,800	59,880																																																																																																																																																																																																										
毛布(枚)	6,700	2,580 ^{△740}	1,800	2,800	5,700	5,000	2,300	28,780 ^{△640}																																																																																																																																																																																																										
紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,988	3,438	4,504	10,188	8,008	4,272	48,888																																																																																																																																																																																																										
紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	580	744	580	780	304	4,982																																																																																																																																																																																																										
不織布マスク(普通サイズ)(枚)	85,400	52,800	28,400	38,800	28,400	31,800	21,000	283,400																																																																																																																																																																																																										
不織布マスク(子供用サイズ)(枚)	8,400	7,200	3,800	5,400	3,800	4,200	3,000	35,400																																																																																																																																																																																																										
生理用ナプキン(昼用)(枚)	3,380	3,380	1,120	1,880	1,120	1,120	580	12,320																																																																																																																																																																																																										
生理用ナプキン(夜用)(枚)	1,800	1,800	800	900	800	800	300	8,800																																																																																																																																																																																																										
生理用ショーツ(Mサイズ)(枚)	180	180	80	120	80	80	80	720																																																																																																																																																																																																										
生理用ショーツ(Lサイズ)(枚)	180	180	80	120	80	80	80	720																																																																																																																																																																																																										
	③ 市町による備蓄等																																																																																																																																																																																																																	
98	<p>イ 生活必需品</p> <p>市町は、「市町地域防災計画」で備蓄する生活</p>	<p>イ 生活必需品等</p> <p>市町は、「市町地域防災計画」で備蓄する生活</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえて追</p>																																																																																																																																																																																																															

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>必需品の種類および量、調達方法、備蓄している生活必需品の供出方法等を具体的に定めておくものとする。</p> <p>その際、次に掲げる品目の備蓄に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具 ・衣服 ・身回り品 ・炊事用具 ・日用品 ・食器 ・光熱材料 ・衛生用品(紙おむつ、生理用品等) 	<p>必需品の種類および量、調達方法、備蓄している生活必需品の供出方法等を具体的に定めておくものとする。</p> <p>その際、次に掲げる品目の備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具 ・衣服 ・身回り品 ・炊事用具 ・日用品 ・食器 ・光熱材料 ・衛生用品(紙おむつ、生理用品、<u>携帯トイレ、簡易トイレ等</u>) <u>・マスク ・消毒液</u> <u>・段ボールベッド ・パーティション</u> 	加
	第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備		
	3 具体的な施策の展開		
	(1) 避難計画、避難者受入計画の策定		
102	<p>② 避難者受入計画の策定</p> <p>ア 市町</p> <p>市町は、市町外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。</p>	<p>② 避難者受入計画の策定</p> <p>ア 市町</p> <p>市町は、市町外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。</p> <p><u>また、市町外からの避難者受入れのため、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>防災基本計画上で定められている内容を追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	(3) 避難所の指定等		
104	<p>① 指定避難所の指定等</p> <p>なお、避難所とする施設は、市町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源、防災行政無線端末や衛星携帯電話機の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。また、市町は施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>① 指定避難所の指定等</p> <p>なお、避難所とする施設は、市町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源 <u>(非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む)</u>、防災行政無線端末や衛星携帯電話機の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。また、市町は施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>【CO₂ネットゼロ推進課】</p> <p>太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーシステムが非常時の電源として期待されるため。</p>
104	<p>② 福祉避難所（福祉避難室）の指定等</p> <p>市町は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を<u>参考に福祉避難所等</u>を指定するように努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>② 福祉避難所（福祉避難室）の指定等</p> <p>市町は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、<u>必要に応じて、福祉避難所として指定避難所</u>を指定するように努める。</p> <p><u>市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者</u></p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>防災基本計画の内容に合わせて修正</p> <p>防災基本計画の記載内容に合わせて追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	
	(4) 避難所の運営管理体制の構築等		
105	<p>③ 男女双方の視点等への配慮</p> <p><u>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育てのニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>③ 男女双方の視点等への配慮</p> <p><u>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、<u>他者</u>の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、<u>清潔で誰でも安心して使える</u>トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の<u>配布方法の工夫</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u></p> <p><u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との</u></p>	<p>【女性活躍推進課】</p> <p>国の防災計画の改正に合わせ、新たに性暴力・DV防止のための取組を追加</p> <p>【防災危機管理局・人権施策推進課】</p> <p>性的指向・性自認への配慮に関する文言を追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u>	
	第20節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化		
	1 施策体系		
107	<u>(追加)</u>	●男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策	【防災危機管理局】 記載場所の変更
	2 基本方針		
107	(省略) <u>(追加)</u>	(省略) <u>また、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。</u>	【防災危機管理局】 記載場所の変更
	3 具体的な施策の展開		
	(1) 避難行動要支援者の避難体制の構築		
108	<u>(追加)</u>	② 避難行動要支援者対策 <u>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 災害対策基本改正のため
108	② 避難行動要支援者名簿の整備 <u>市町は、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、平常時から自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と名簿等の情報を共有することで、災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行える体制を構</u>	③ 避難行動要支援者名簿の整備 <u>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画を踏まえて修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>築する。</u> また、県は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、市町に提供しよう努める。</p>	<p><u>動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</u> <u>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u> 県は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、市町に提供しよう努める。</p>	
108	<p>③ 個別計画の策定 市町は、避難行動要支援者の避難を支援するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、個別計画を策定する。 また、県は、研修会の開催や先進事例の情報提供等により、市町による個別計画の策定を積</p>	<p>④ 個別避難計画の策定 <u>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同</u></p>	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画を踏まえて修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>極的に支援する。</p>	<p><u>意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、個別避難計画の作成を促進するため、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の取組を積極的に支援する。</u></p> <p><u>なお、県、市町は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。</u></p>	
109	④ 在宅の要配慮者のための地震対策マニュアルの作成等	⑤ 在宅の要配慮者のための地震対策マニュアルの作成等	【防災危機管理局】 番号修正
109	⑤ 安否確認体制の整備	⑥ 安否確認体制の整備	【防災危機管理局】 番号修正
109	⑥ 自主防災組織の強化	⑦ 自主防災組織の強化	【防災危機管理局】 番号修正
109	⑦ 防災訓練等の充実 市町は、個別計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者が参加する訓練の実施に努める。	⑧ 防災訓練等の充実 市町は、個別 <u>避難</u> 計画が実効性のあるものとなるよう、 <u>避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者</u> が参加する訓練の実施に努める。	【防災危機管理局】 防災基本計画を踏まえて修正
110	(4) 避難所における要配慮者への配慮 (省略)	(4) 避難所における要配慮者への配慮 (省略)	【健康福祉政策課】 防災基本計画の記載内容に合わせ

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応について、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考<u>に福祉避難所等</u>を指定し、民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図るとともに、災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努める。</p> <p>県は、要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や管理者との協定の締結などの準備を進める。</p>	<p>また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応について、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考<u>に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所</u>を指定し、民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図るとともに、災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努める。</p> <p>県は、要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や管理者との協定の締結などの準備を進める。</p>	修正
111	<u>(追加)</u>	<p><u>(6)男女共同参画をはじめとする多様な視点を 取り入れた防災対策</u> <u>県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u> <u>また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センタ</u></p>	【防災危機管理局】 記載場所の変更

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>一の役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努めるものとする。</u>	
	第 25 節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画		
	3 具体的な施策の展開		
	(1) 防災教育・研修の充実		
120	<p>⑥ <u>防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮</u></p> <p><u>防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。</u></p> <p>また、<u>内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針、同ガイドライン」</u>に基づき、市町への情報提供を行い、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。</p>	<p>⑥ 要配慮者等への配慮</p> <p><u>県、市町は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮するよう努める。さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u></p> <p>また、<u>災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p>併せて、<u>県は内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興ガイドライン」</u>に基づき、市町への情報提供を行い、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。</p>	<p>【女性活躍推進課】 国の防災計画の改正に合わせ、新たに性暴力・DV防止のための取組を追加</p> <p>【防災危機管理局・人権施策推進課】 性的指向・性自認への配慮に関する文言を追記</p>
	第 26 節 防災訓練の充実		
	3 具体的な施策の展開		

頁	修正前	修正後	修正理由
	(4) その他の訓練の充実		
124	<u>(追加)</u>	<u>④ 感染症禍を想定した対策訓練</u> 県、市町は、関係機関と連携し、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画修正に基づく追記
	第3章 災害応急対策計画		
	第2節 災害救助法の適用		
	2 災害救助法の適用基準		
138	(省略) ④ 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第1条第3号) ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)	(省略) <u>(1) 災害が発生した場合</u> ④ 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第1条第3号) ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)	【防災危機管理局】 災害救助法改正による
138	<u>(追加)</u>	<u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u> 災害が発生するおそれがある場合において、 <u>国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該</u>	【防災危機管理局】 災害救助法改正による

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</u>	
	5 災害救助法による救助の実施（健康福祉政策課）		
140	<p>(1) 法に基づく救助は、<u>知事</u>が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市町に通知することにより、市町長が救助を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>① 避難所（福祉避難所含む）の設置</p> <p>② 応急仮設住宅の供与</p> <p>③ 炊出しその他による食品の給与</p> <p>④ 飲料水の供給</p> <p>⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</p> <p>⑥ 医療および助産</p> <p>⑦ 被災者の救出</p> <p>⑧ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑨ 学用品の供与</p> <p>⑩ 埋葬</p> <p>⑪ 死体の搜索</p> <p>⑫ 死体の処理</p> <p>⑬ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支</p>	<p>(1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市町に通知することにより、市町長が救助を実施する。</p> <p><u>① 災害が発生した場合の救助</u></p> <p><u>ア</u> 避難所（福祉避難所含む）の設置</p> <p><u>イ</u> 応急仮設住宅の供与</p> <p><u>ウ</u> 炊出しその他による食品の給与</p> <p><u>エ</u> 飲料水の供給</p> <p><u>オ</u> 被服、寝具その他生活必需品<u>等</u>の給与または貸与</p> <p><u>カ</u> 医療および助産</p> <p><u>キ</u> 被災者の救出</p> <p><u>ク</u> 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>ケ</u> 学用品の供与</p> <p><u>コ</u> 埋葬</p> <p><u>サ</u> 死体の搜索</p> <p><u>シ</u> 死体の処理</p> <p><u>ス</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい</p>	<p>【防災危機管理局】 災害救助法改正による</p> <p>【健康福祉政策課】 防災基本計画変更により、生活必需品だけでなく新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資も含むため。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	障を及ぼしているものの除去 <u>(追加)</u>	支障を及ぼしているものの除去 <u>② 災害が発生するおそれがある場合の救助</u> <u>ア 避難所（福祉避難所含む）の設置</u>	
140	7 災害救助法による救助の程度、方法および 期間ならびに実費弁償の基準 資料編に掲げる「 <u>災害救助法による救助の程 度、方法および期間ならびに実費弁償の程度</u> 」 <u>早見表</u> のとおりとする。	7 災害救助法 <u>の運用</u> 資料編に掲げる「 <u>災害救助法の運用</u> 」のと おりとする。	【防災危機管理局】 文言の修正
	第3節 相互協力計画		
145	<u>(追加)</u>	<u>9 男女共同参画センター間の相互支援</u> <u>女性の視点からの災害対応を進めるため、内</u> <u>閣府が実施する「災害対応における男女共同参</u> <u>画センター間相互支援ネットワーク」を活用す</u> <u>る。</u>	【男女共同参画センター】 内閣府が今年度(R3)事業として、 男女共同参画センター間相互支援ネ ットワークを構築され、本県もネッ トワークに加入済であるため。
145	<u>9 公共的団体等との協力体制の確立</u>	<u>10 公共的団体等との協力体制の確立</u>	
	<u>10 民間との協力</u>	<u>11 民間との協力</u>	
	(省略)		
147	(6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 <u>(追加)</u>	(6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 <u>(株式会社ファーストリテイリング)</u>	【健康福祉政策課】 新たに株式会社ファーストリテイ リングと協定締結 (R3. 3. 1)
	(中略)	(中略)	
148	(19) <u>無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集 運搬）（滋賀県環境整備事業協同組合）</u>	(19) <u>災害および感染症発生時における一般廃棄 物の収集運搬等の支援に関する協定書</u> <u>(滋賀県環境整備事業協同組合、湖北清掃事業 協同組合)</u>	【循環社会推進課】 ・滋賀県環境整備事業協同組合： 協定の結びなおしのため ・湖北清掃事業協同組合：新たに 協定を締結したため

頁	修正前	修正後	修正理由
	(中略)	(中略)	
148	(38) <u>地震</u> 災害時における <u>流域</u> 下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	(38) <u>自然</u> 災害時における <u>流域</u> 下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	【下水道課】 協定名と協定内容の改定
	(中略)	(中略)	
149	<u>(追記)</u>	<u>(55) 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)</u>	【下水道課】 追加
149	<u>(追記)</u>	<u>(56) 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 (公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部)</u>	【下水道課】 追加
	<u>11 ライフライン機関との協力</u>	<u>12 ライフライン機関との協力</u>	
	第5節 消防計画		
	2 応急対策計画		
162	(4) 応援要請に関する計画 地震時における県下の消防本部・消防団、 <u>他府県消防隊</u> の応援要請（ <u>消防組織法第44条</u> ）の必要が見込まれる場合は、次により行う。	(4) 応援要請に関する計画 地震時における県下の消防本部・消防団、 <u>緊急消防援助隊</u> の応援要請（消防組織法第44条）の必要が見込まれる場合は、次により行う。	【防災危機管理局】 消防組織法第44条は、緊急消防援助隊を明記しており、現計画表記「他都道府県消防隊」は、その小隊の一部を指すため
162	② <u>他都道府県消防隊</u> の応援要請（消防組織法第44条、滋賀県緊急消防援助隊受援計画）	② <u>緊急消防援助隊</u> の応援要請（消防組織法第44条、滋賀県緊急消防援助隊受援計画）	【防災危機管理局】 消防組織法第44条は、緊急消防援助隊を明記しており、現計画表記「他都道府県消防隊」は、その小隊の一部を指すため
162	ア 市町本部長は、 <u>緊急消防援助隊等の他都道府県</u> の応援を要請したいときは、次の事項	ア 市町本部長は、緊急消防援助隊の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして	【防災危機管理局】 「他都道府県消防隊」は、その小隊の一部を指すため

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>を明らかにして県本部に要請する。(後日 文書提出)</p> <p>(i) 火災の状況および応援要請の理由</p> <p>(ii) 応援消防隊の派遣を必要とする期間 (予定)</p> <p>(iii) 応援要請を行う消防隊の種別と人員</p>	<p>県本部に要請する。(後日文書提出)</p> <p>(i) 災害の状況および応援要請の理由</p> <p>(ii) 応援隊の派遣を必要とする期間 (予定)</p> <p>(iii) 応援要請を行う隊の種別と人員</p>	<p>火災に限定しないため</p> <p>派遣隊は消防隊だけではないため</p>
162	<p>イ 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。また、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。</p> <p>(i) 応援消防隊への地理情報の提供 (消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供)</p> <p>(ii) 消防活動の指揮本部の確立 (応援メンバーも常駐)</p> <p>(iii) 応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認</p> <p>(iv) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配</p> <p>(v) 応援消防隊に対する給食等の手配</p>	<p>イ 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。また、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。</p> <p>(i) 応援隊への地理情報の提供 (消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供)</p> <p>(ii) 消防活動の指揮本部の確立 (応援メンバーも常駐)</p> <p>(iii) 応援隊の人員、器材数、指揮者等の確認</p> <p>(iv) 応援隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配</p> <p>(v) 応援隊に対する給食等の手配</p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>派遣隊は消防隊だけではないため</p>
	第6節 救急救助および保健医療救護計画		
	12 保健衛生および防疫計画 (健康福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、障害福祉		

頁	修正前	修正後	修正理由
	課、薬務課、生活衛生課)		
	(2) 保健活動等		
173	オ 管理栄養士等派遣 (ii) 保健医療調整本部長は、被災地の保健医療調整地方本部長の要請を受け、管理 栄養士等の派遣を県の保健所と調整する。県外都道府県からの派遣を依頼する場合には厚生労働省に要請するものとする。	オ 管理栄養士等派遣 (ii) 保健医療調整本部長は、被災地の保健医療調整地方本部長の要請を受け、管理 栄養士等の派遣を県の保健所等と調整する。県外都道府県からの派遣を依頼する場合には厚生労働省に要請するものとする。	【健康寿命推進課】 県栄養士会との協定を締結し、県栄養士会からの派遣も可能となったため。
	第7節 情報連絡計画		
	3 地震および災害に関する情報の収集および伝達		
	(3) 地象、水象に関する情報の伝達について		
	② 情報の形式および内容		
182	エ 気象庁が、特に地震および津波に命名した場合には、それ以降は、その名称を用いる。	エ 気象庁が、特に地震および津波に名称を定めた場合には、それ以降は、その名称を用いる。	【気象庁】 気象庁では、平成30年以降、「命名」と言わず「名称を定める」としているため
	③ 情報伝達系統		
182	【地震情報伝達系統図】(法定等の伝達義務機関はない)	【地震情報伝達系統図】(法定等の伝達義務機関はない)	【彦根地方气象台】 防災情報提供システムの廃止に伴い彦根地方气象台からの伝達は県のみとなり、その他の機関は気象庁本庁または大阪管区气象台からとなったため

頁	修正前	修正後	修正理由
	(4) 南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達および県の体制		
184	<p>② 「南海トラフ地震に<u>関連する</u>臨時情報」の通知</p> <p>彦根地方気象台は気象庁から通報された<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>（臨時）を、速やかに知事へ通報する。</p>	<p>② 「南海トラフ地震臨時情報」の通知</p> <p>彦根地方気象台は気象庁から通報された「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」-(臨時)-を、速やかに知事へ通報する。</p>	【彦根地方気象台】 情報名が変更されたため
	(6) 被害状況等の収集と報告		
	③ 被害状況の伝達		
188	<p>(v) 連絡員による情報収集</p> <p>情報収集のため市町に派遣された連絡員は、市町において収集した情報や市町の活動状況等を<u>県本部</u>あて報告する。被害甚大で市町による情報収集が困難な場合は、連絡員は地方本部（大津市の場合は県本部）と連携し、市町に代わり情報収集にあたる。</p>	<p>(v) 連絡員による情報収集</p> <p>情報収集のため市町に派遣された連絡員は、市町において収集した情報や市町の活動状況等を<u>地方本部</u>あて報告する。被害甚大で市町による情報収集が困難な場合は、連絡員は地方本部（大津市の場合は県本部）と連携し、市町に代わり情報収集にあたる。</p>	【高島土木事務所】 情報が直接県本部へ伝達されると、地方本部はその情報を知り得ないままになってしまうため
	5 安否情報の提供（県・市町）		

頁	修正前	修正後	修正理由
191	<p>(1) 基本方針</p> <p>知事および市町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>知事および市町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。<u>この場合において、知事および市町長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>【防災危機管理局】 氏名等公表方針を定めたため</p>
191	<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表</u></p> <p><u>県は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、氏名等の公表方針を予め定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、この方針については、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直し</u></p>	<p>【防災危機管理局】 氏名等公表方針を定めたため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>を行うものとする。</u>	
	第8節 通信および放送施設応急対策計画		
	3 通信設備応急対策計画（西日本電信電話株式会社等通信各社）		
	(3) 通信確保のための応急措置事項		
194	⑥利用者への周知 地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。	⑥利用者への周知 地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、 <u>ホームページ</u> 、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。	【西日本電信電話(株)滋賀支店】 現状運用に則り追記
	第13節 道路施設応急対策計画		
	2 基本計画（ <u>道路課</u> ）	2 基本計画（ <u>道路保全課</u> ）	【道路保全課】 課名変更
223	<u>(追記)</u>	<u>10 災害時交通マネジメント（県土木交通部、県警察、国土交通省近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社）</u> <u>(1) 災害時渋滞対策協議会の設置</u> <u>大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、近畿地方整備局は「滋賀県災害時渋滞対策協議会」を設置する。</u> <u>(2) 設置要請</u> <u>県土木交通部は、自ら必要と認めたときまた</u>	【道路整備課】 大規模災害発生後、道路の復興・復旧を円滑に進めるため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>は市町の要請があったときは近畿地方整備局に「滋賀県災害時渋滞対策協議会」の設置を要請することができる。</u>	
	第14節 避難計画		
	8 避難所の設置と運営（防災危機管理局、健康福祉政策課、医療政策課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局）		
	(1) 避難所の運営		
230	⑤ 市町本部が設置する避難所において、避難者の受入れが困難と判断された場合は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等を避難所として活用できるよう検討する。	⑤ 市町本部が設置する避難所において、避難者の受入れが困難と判断された場合は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等の施設を <u>可能な限り多く</u> 避難所として活用できるよう検討する。	【防災危機管理局】 防災基本計画修正に基づく修正
	(3) 避難所の運営		
230	① 特に、高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮する <u>ほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する</u> とともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。	① 特に、高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。 <u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u>	【女性活躍推進課】 国の防災計画の改正に合わせ、新たに性暴力・DV防止のための取組を追加 【防災危機管理局・人権施策推進課】 性的指向・性自認への配慮に関する文言を追記

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>④ 各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する<u>とともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、<u>異性の</u>視線が気にならない<u>男女別の</u>更衣室や物干し場、入浴設備、<u>安全で清潔な男女別</u>トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の<u>女性による配布</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>⑤ <u>令和2年における</u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のため</p>	<p>④ 各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。また、男女のニーズの違い<u>など</u>男女双方の視点<u>に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、<u>他者</u>の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、<u>清潔で誰でも安心して使える</u>トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の<u>配布方法の工夫</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>⑤ <u>各避難所運営管理者は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>令和2年における</u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のため</p>	<p>【防災危機管理局・感染症対策課】 防災基本計画修正およびコロナ感染症第5波の状況を踏まえた修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>めの避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、感染拡大防止に取り組むこととする。県は、市町の避難所における感染症対策を支援する。</p>	<p>の避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、<u>避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等感染症対策</u>の取り組むこととする。</p> <p>県は、市町の避難所における感染症対策を支援する<u>とともに、市町と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</u></p>	
	<p>9 広域一時滞在 (防災危機管理局、健康福祉政策課)</p>		
231	<p>(1) 基本方針</p> <p>県本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市町域や県域を越える広域避難(広域一時滞在)の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の8から12に基づき、広域一時滞在を実施する。</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>県本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市町域や県域を越える広域避難(広域一時滞在)の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の8から14に基づき、広域一時滞在を実施する。</p>	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画上で定められている内容を追記</p>
	<p>(2) 県内における広域一時滞在の実施</p>		
231	<p>① 被災市町の実施事項</p> <p><u>被災した市町本部(以下「被災市町」という。)</u></p>	<p>① 被災市町の実施事項</p> <p><u>ア 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。</u></p>	<p><u>期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。</u></p> <p><u>また、被災市町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。</u></p> <p><u>イ 被災市町は、協議先市町から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、被災住民を受け入れるべき</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。</u>	
232	② 協議先市町の実施事項 <u>(追加)</u>	② 協議先市町の実施事項 <u>イ 協議先市町は、被災住民を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。</u>	
	(3) 県外における一時滞在		
232	① 被災市町の実施事項 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。	①被災市町の実施事項 <u>ア 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p>ものとする。</p> <p><u>イ 被災市町は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を県および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。</u></p>	
	<p>② 県本部の実施事項</p>		
232	<p>ア ①で被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）に対して、具体的な被</p>	<p>ア ①で被災住民の他の都道府県への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）<u>またはその他の都道</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。</p> <p>このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を經由して内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。</p> <p>イ 県本部は、関西広域連合等から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに<u>その内容を</u>被災市町に通知するとともに、消防庁を經由して内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>府県</u>に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。</p> <p>このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を經由して内閣総理大臣に報告しなければならない。<u>ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。</u></p> <p>なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受入調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。</p> <p>イ 県本部は、関西広域連合等から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、<u>上記①アの被災市町に通知するとともに、消防庁を經由して内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 県本部は、上記①アの被災市町から、広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたときは、速やかに、その旨を上記アの関西広域連合等に通知するとともに、消防庁を經由して内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>エ 県本部は、災害の発生により市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、上記①アイウの全部または一部を当該市町に代わって実施する。また、当該市町の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示しなければならない。なお、当該市町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町に引き継ぐこととする。</u></p>	
233	<p><u>(4) 他府県等からの協議</u> <u>① 県本部の実施事項</u> <u>ア 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。</u> <u>このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。</u> <u>イ 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければ</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>【防災危機管理局】 下に統合するため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>ならない。</u>		
	<u>(5) 県外避難者の受け入れ</u>	<u>(4) 県外避難者の受入れ</u>	
233	<p>(4)の他府県等からの協議による広域一時滞在を実施するとき、もしくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、次のとおりとする。</p> <p><u>① 県による広域避難所の設置と運営</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>① 市町の実施事項</u></p> <p><u>ア 市町は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。</u></p> <p><u>(i)自らも被災していること</u></p> <p><u>(ii)被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと</u></p> <p><u>(iii)地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと</u></p> <p><u>(iv)その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること</u></p>	<p>【防災危機管理局】 文言の修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>イ 市町は、被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。</u></p>	
233	<p><u>(追加)</u></p> <p>広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等をかんがみ、市町による避難者の受入体</p>	<p><u>② 県本部の実施事項</u></p> <p><u>ア 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。</u></p> <p><u>このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。</u></p> <p><u>イ 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等をかんがみ、市町による避難者</u></p>	<p>【防災危機管理局】 文言の修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。</p> <p>この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。</p> <p>② 相談窓口の設置</p> <p>県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。</p>	<p>の受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。</p> <p>この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。</p> <p>エ 県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。</p>	
234	(6) 避難者への支援	(5) 避難者への支援	
234	(7) 自主避難者への対応	(6) 自主避難者への対応	
	第 15 節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画		
	4 生活必需品等供給計画 （健康福祉政策課、商工政策課）		
	(2) 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項		
239	<p>① 市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資を備蓄し、給（貸）与するものとする。</p> <p>【生活物資の備蓄例】</p>	<p>① 市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資 や感染症対策に必要な物資 を備蓄し、給（貸）与するものとする。</p> <p>なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあた</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>防災基本計画の記載内容に合わせ修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>ア 寝具 イ 衣服 ウ 身回り品 エ 炊事用具 オ 日用品 カ 食器 キ 光熱材料 ク 衛生用品 (紙おむつ、生理用品等)</p>	<p><u>っては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p>【生活物資の備蓄例】</p> <p>ア 寝具 イ 衣服 ウ 身回り品 エ 炊事用具 オ 日用品 カ 食器 キ 光熱材料 ク 衛生用品 (紙おむつ、生理用品、<u>携帯トイレ、簡易トイレ等</u>) <u>ケ マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション</u></p>	
	第 16 節 災害廃棄物処理計画		
248	<p>【災害時応援協定編参照】</p> <p>・災害時における一般廃棄物の収集運搬<u>にかか</u> <u>る無償団体救援協定書（湖北環境協同組合）</u></p>	<p>【災害時応援協定編参照】</p> <p>・災害<u>および感染症発生</u>時における一般廃棄物の収集運搬<u>等の支援に関する協定書（滋賀県環境整備事業協同組合、湖北清掃事業協同組合）</u></p>	<p>【循環社会推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県環境整備事業協同組合：協定の結びなおしのため ・湖北清掃事業協同組合：新たに協定を締結したため
	第 17 節 住宅応急対策計画		
	2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定（住宅課、建築課）		
249	<p>(5) 判定業務</p> <p>市町の実施本部は、<u>各応急危険度判定士</u>の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。</p>	<p>(5) 判定業務</p> <p>市町の実施本部は、<u>各危険度判定士</u>の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>適切な表現へ修正</p>
	3 応急仮設住宅の設置・供与（住宅課）		
	(2) 入居者の選定		

頁	修正前	修正後	修正理由
250	(省略) 県本部は、 <u>災害救助法が適用された場合</u> 、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、 <u>必要に応じ</u> 市町本部に選定事務を委任することができる。	(省略) <u>災害救助法が適用された場合</u> 、県本部は、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、市町本部に選定事務を委任することができる。	【住宅課】 適切な表現へ修正
	(3) 応急仮設住宅の設置・供与		
250	<u>県本部は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置・供与する。</u>	<u>市町本部は、災害被害の程度に応じて、応急仮設住宅の設置・供与の必要性の有無を判断し、有と判断した場合、応急仮設住宅の設置・供与を行い、県本部は後方支援および総合調整を行う。</u> <u>災害救助法が適用された場合、県本部は、応急仮設住宅を設置・供与する。市町本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。</u>	【住宅課】 適切な表現へ修正
250	① <u>賃貸住宅等の借り上げによる設置</u>	① <u>公営住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与</u>	【住宅課】 適切な表現へ修正
250	<u>地震が発生した場合には、公営住宅等の公的住宅の空き室の活用や民間賃貸住宅等を県が借り上げ、住宅を失った被災者に提供することが迅速な住宅の供給には有効である。</u> <u>県本部は、県や市町等の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している公益社団法人滋</u>	<u>地震が発生した場合には、県や市町の公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。</u>	協定団体の省略

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部、2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会2府9県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会等の関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。なお、その際には、災害時要配慮者に対し、段差の解消やスロープ、手すり等が設置されるなどの配慮がされた民間賃貸住宅等を提供できるよう努める。</u></p>		
250	<p>② 応急仮設住宅の建設</p>	<p>② 建設型応急住宅の設置・供与</p>	<p>【住宅課】</p>
250	<p><u>市町は、あらかじめ2次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておき、地震が発生した場合には、市町本部は、応急仮設住宅建設のための用地を迅速に確保する。県本部は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人滋賀県建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会滋賀県支部等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。</u></p> <p>また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、必要に応じ、福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業</p>	<p><u>地震が発生した場合には、応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。</u></p> <p>また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する<u>ように努める</u>とともに、必要に応じ、福祉仮設住宅（老人</p>	<p>適切な表現へ修正 協定団体の省略</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。) についても設置するように努める。	居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。) についても設置するように努める。	
250	(5) 規模、費用の限度、 <u>着工</u> 期間等 応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、着工期間等については、資料編に掲げる「 <u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度</u> 」早見表のとおりとする。	(5) 規模、費用の限度、 <u>設置時期、供与</u> 期間等 応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、 <u>設置時期、供与</u> 期間等については、「 <u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準</u> 」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 2 条第二号による。	【住宅課】 早見表がないため、現行告示を参照に変更
	4 被災家屋の応急修理 (住宅課)		
253	(2) 応急処理 市町は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。 <u>県は、災害救助法が適用された場合、</u> 最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。	(2) 応急処理 市町 本部 は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。 <u>災害救助法が適用された場合、県本部は、</u> 最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。	【住宅課】 適切な表現へ修正
253	(3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、資料編に掲げる「 <u>災害救助法による救助の程度、方法および</u>	(3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「 <u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実</u>	【住宅課】 早見表がないため、現行告示を参照に変更

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>び期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。</u>	<u>費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 7 条による。</u>	
253	<p>[災害時応援協定編 参照]</p> <p><u>・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (近畿 2 府 8 県宅地建物取引業協会)</u></p> <p><u>・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (全日本不動産協会近畿 2 府 8 県本部)</u></p> <p><u>・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会・、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会)</u></p>	<p>[災害時応援協定編 参照]</p> <p><u>・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (近畿 2 府 8 県宅地建物取引業協会、日本不動産協会近畿 2 府 8 県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会・公益社団法人日本賃貸住宅管理協会)</u></p>	【住宅課】 簡略化
	第 27 節 帰宅困難者対策計画		
	1 計画方針		
294	(省略) <u>(追加)</u>	(省略) <u>また、平常時から、県内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。</u>	【防災危機管理局】 令和 3 年 10 月 7 日千葉県北西部で発生した地震を踏まえ、対策の周知徹底について明記
	2 帰宅困難者への支援の実施		
	(1) 帰宅困難者への情報提供		
294	【帰宅困難者に伝える情報の例】 (省略)	【帰宅困難者に伝える情報の例】 (省略)	【防災危機管理局】 関西広域連合帰宅困難者 NAVI (ナビ) 運用開始(R3.3)に伴う支援情報

頁	修正前	修正後	修正理由
	④ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）	④ 支援情報（ <u>関西広域連合帰宅困難者 NAVI（ナビ）による徒歩帰宅ルート案内</u> 、帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）	の追加
	【災害時応援協定編参照】		
295	<p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書</p> <p>（ワタミ株式会社、株式会社ローソン、株式会社アイデアプラス、サトレストランシステムズ株式会社、株式会社スギ薬局、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ダスキン、チムニー株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社ユタカファーマシー、ロイヤルマネジメン株式会社、株式会社壺番屋、株式会社吉野家、国分グローサーズチェーン株式会社、株式会社第一興商、味の民芸フードサービス株式会社、株式会社サガミチェーン、株式会社オートバックスセブン、株式会社アイデアプラス）</p>	<p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書</p> <p>（ワタミ株式会社、株式会社ローソン、株式会社アイデアプラス、サトレストランシステムズ株式会社、株式会社スギ薬局、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ダスキン、チムニー株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社ユタカファーマシー、ロイヤルマネジメン株式会社、株式会社壺番屋、株式会社吉野家、国分グローサーズチェーン株式会社、株式会社第一興商、味の民芸フードサービス株式会社、株式会社サガミチェーン、株式会社オートバックスセブン、株式会社アイデアプラス、<u>損害保険ジャパン株式会社、AIR オートクラブ</u>）</p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>R3.9.23 協定新規締結</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	第4章 災害復旧計画		
	第3節 県民生活の支援		
304	1 施行体系 ● <u>県税等の徴収猶予・減免等</u>	1 施行体系 ● <u>租税の徴収猶予および減免等の措置</u>	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため
304	2 基本方針 <u>租税等の減免による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。</u> 特に、被災者の生活再建を「滋賀県防災プラン」に基づき支援する。	2 基本方針 <u>租税の徴収猶予および減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。</u> 特に、被災者の生活再建を「滋賀県防災プラン」に基づき支援する。	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため
	3 具体的な施策の展開		
304	(1) <u>県税等の徴収猶予・減免等</u> <u>被災した納税者に対し、県税の納税緩和措置として地方税法または滋賀県税条例により期限の延長、徴収猶予および減免等についてそれぞれの事態に対応した適切な措置を講ずる。</u>	(1) <u>租税の徴収猶予および減免等の措置</u> <u>国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。</u>	【税政課】 国の防災基本計画の記載との均衡、ならびに、他編および他章の記載との均衡を図りつつ、シンプルかつ必要十分な記載内容とするため。
	第4節 住宅の復興		
311	1 施行体系 ● <u>県税等の徴収猶予・減免等</u>	1 施行体系 ● <u>租税の減免等の措置</u>	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため
	2 基本方針	2 基本方針	
311	(省略)	(省略)	【税政課】

頁	修正前	修正後	修正理由
	また、住宅再建の支援のため、 <u>租税等の徴収猶予および減免等の措置</u> を講ずる。	また、住宅再建の支援のため、 <u>租税の減免等の措置</u> を講ずる。	この後のタイトルと表現を合わせるため
	3 具体的な施策の展開		
312	<p>(3) <u>民間住宅の再建支援</u> (省略)</p> <p><u>② 県は、新築資金貸付、利子補給制度による民間住宅の復興促進に努める。</u></p> <p>③ 県・市町は、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。</p>	<p>(3) <u>被災者住宅再建支援</u> (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 県・市町は、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。</p>	【住宅課】 適切な表現へ修正 当該制度はないため
312	<p>(5) <u>県税等の減免</u> <u>災害により滅失または損壊した不動産について、災害のあった日から2年以内にこれを再建した場合は、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、当該不動産の取得に係る不動産取得税について減免の措置を講ずる。</u></p>	<p>(5) <u>租税の減免等の措置</u> <u>国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、被災した不動産についての税の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。</u></p>	【税政課】 国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、被災した不動産についての税の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
	第6節 商工業の再建支援		
314	<p>1 施行体系 ●<u>県税等の徴収猶予・減免等</u></p>	<p>1 施行体系 ●<u>租税の徴収猶予および減免等の措置</u></p>	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため
	2 基本方針		
314	被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、 <u>資金融資や租税等の徴収</u>	被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、 <u>資金融資や租税の徴収猶</u>	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて</u> 経営の安定を図り、再建を支援する。	<u>予および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて</u> 経営の安定を図り、再建を支援する。	
	3 具体的な施策の展開		
314	(3) 県税等の徴収猶予・減免等 <u>被災した納税者、または特別徴収義務者に対し、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、期限の延長、徴収猶予および減免等について事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。</u>	(3) 租税の徴収猶予および減免等の措置 <u>国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。</u>	【税政課】 国の防災基本計画の記載との均衡、ならびに、他編および他章の記載との均衡を図りつつ、シンプルかつ必要十分な記載内容とするため。
	第7節 農林水産業の再建支援		
315	1 施行体系 ● 県税等の徴収猶予・減免等	1 施行体系 ● 租税の徴収猶予および減免等の措置	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため
	2 基本方針		
315	被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、 <u>資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供事業の実施を通じて</u> 経営の安定を図り、再建を支援する。	被災により事業活動に大きな支障をきたしている県内農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、 <u>資金融資や租税の徴収猶予および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて</u> 経営の安定を図り、再建を支援する。	【税政課】 この後のタイトルと表現を合わせるため
	3 具体的な施策の展開		
315	(3) 県税等の徴収猶予・減免等 <u>被災した納税者に対し、県税の納税緩和措置</u>	(3) 租税の徴収猶予および減免等の措置 <u>国、県および市町は、必要に応じ、法令および</u>	【税政課】 国の防災基本計画の記載との均衡、ならびに、他編および他章の記

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>として、地方税法または滋賀県税条例による期限の延長、徴収猶予および減免等について農林水産業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。</u></p>	<p><u>び条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。</u></p>	<p>載との均衡を図りつつ、シンプルかつ必要十分な記載内容とするため。</p>